

# 湘南日本語学園浜松校 日本語教育課程等実施規則（学則）

令和 7 年 9 月 1 日策定

## 第 1 章 総則

### （本学園の目的）

第1条 本校は、日本国内の専門学校への進学を希望する学生が、将来安定した就業ができるよう、文化や作法を取り入れた質の高い日本語教育を提供する。進学先で主体的に専門課程の学習ができるよう自律学習を促し、国際社会の一員として活躍できる人材を育成することを目的とする。

### （学園の名称）

第 2 条 本校は、湘南日本語学園浜松校  
（英語名は Syonan Japanese Academy Hamamatsu Campus）と称する。

### （組織）

第 3 条 本校には、進学 2 年コース、進学 1 年 6 か月コースを置く。

### （主たる事務所の所在地）

第 4 条 本校の校舎は、静岡県浜松市中央区入野町 6095-1 に置く。  
本校の事務所は、静岡県浜松市中央区入野町 6098 に置く。

## 第 2 章 授業実施期間、授業日数及び休業日

### （実施期間）

第 5 条 日本語教育課程における評価等を実施する期間は、進学 2 年コースは 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日まで、進学 1 年 6 か月コースは 10 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までとする。

### （授業日数及び休業日）

第 6 条 本校が授業を開講できる日数は 1 年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）で規定する日
- 三 夏季休業（8 月上旬～8 月下旬）
- 四 秋季休業（9 月下旬～10 月上旬）
- 五 冬季休業（12 月下旬から 1 月上旬）

六 春季休業（3月中旬～4月上旬）

3 校長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

一 夏季、秋季、冬期、春季の休業週数は、前項の規定にかかわらず、年間授業週数が40週を下回らないように変更することができる。

二 教育上必要であり、且つ、やむをえない事情があると校長が認めるとき。

第3章 日本語教育課程

（授業の始終業時刻）

第7条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

（1）午前授業 9時00分～12時30分

（2）午後授業 13時00分～16時30分

（3）授業時数 45分／1単位時間とする

（日本語教育課程）

第8条 本校には、各部に以下の表の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう）、収容定員数、教員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容定員数	教員数	授業科目	授業時数
進学2年コース	2年	B2	160人	4～6名	総合	1200時間
					漢字	260時間
					聴解	80時間
					読解	60時間
進学1年6か月コース	1年6か月	B2	40人	4名	総合	900時間
					漢字	160時間
					聴解	80時間
					読解	60時間

（教育の提供方法）

第9条 本校は、学生、関係行政機関その他の関係者の要望に適切に対応するため、学生の目的及び目標に応じ、当該学生が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目を提供する。

2 コースの収容定員数は、前条の表に掲げる収容定員数の内数とする。

（クラス編成）

第 10 条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程又はコースを受講する受講者を、20 名以下ごとに分けて編成する。

#### 第 4 章 出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席

(出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席)

第 11 条 本校が定めた出席すべき日(授業、学校行事等)に始業から終業時間まで参加した場合、出席が認められる。

- 2 終業時間より前に下校した場合、早退として扱われる。
- 3 始業時間を過ぎて出席した場合、遅刻として扱われる。
- 4 遅刻と早退が 3 回累積した場合、1 回の欠席として扱われる。
- 5 授業開始時から 15 分以上遅れて出席した場合、または授業終了時間から 15 分以上早く下校した場合、欠課として扱われる。
- 6 特別欠席は、以下のいずれかの場合に該当し且つ校長の承認を経た場合に限り必要日数または時間数が出席として扱われる。
  - (1) 非常災害
  - (2) インフルエンザ等の隔離が必要な感染症
  - (3) 入学試験及び学校説明会参加のための欠席
  - (4) その他、校長が特別欠席と認めたもの

#### 第 5 章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第 12 条 学習の評価は、日本語教育課程内、各コースの 3 か月毎に実施する試験に基づいて行う。

- 2 前項の試験は、筆記、定期試験の成績、出席状況、課題提出状況等を総合して決定し、A～E までの 5 段階評価とする。

5 段階評価 100 点法対比

A	90～100
B	80～89
C	70～79
D	60～69
E	0～59

- 3 第 2 項の評価における A、B、C、D は合格とし、E は不合格とする。
- 4 不合格になった場合は、補習、再試験等を課し、これに合格することで D とする。

#### 第 6 章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第 13 条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- 一 校長
- 二 本務等教員 6 名以上 (主任教員を含む)
- 三 教員 10 名以上
- 四 生活指導担当者 2 名以上
- 五 事務統括責任者
- 六 事務職員 (事務統括責任者を除く) 1 名以上

2 教員は非常勤とする。

(校長)

第 14 条 校長は、本学の業務を司り、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第 15 条 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教職員会議)

第 16 条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置く。

2 教職員会議は校長が主宰する。

## 第 7 章 在籍等

(在籍)

第 17 条 本校に在籍できる者は、我が国で進学することを目指す留学生で、且つ校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第 18 条 在籍の開始時期について、進学 2 年コースは 4 月、進学 1 年 6 か月コースは 10 月とする。

(入学手続)

第 19 条 本校への入学手続は次のとおりとする。

- 2 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならぬ。
- 3 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 4 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 24 条に定める納付金及び必要

な書類（募集要項参照）を添えて入学の手続をしなければならない。

- 5 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延または辞退する場合は、早急に本校に申し出なければならない。

#### （転学）

第 20 条 本校から転学を希望する者は、校長にその旨を届け出て、校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

- 2 災害などで本学園が使用できない場合、学生を支援し、協定先への転学を勧める。

#### （退学）

第 21 条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

#### （休学）

第 22 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、7 日以上休学しようとする場合はその事由及び休学の期間を記載した休学届けに診断書等、その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て校長の許可を得て復学することができる。

#### （進級・卒業の認定）

第 23 条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第 12 条に定める学習評価を行い、全ての科目において D 以上の成績を取めた者に対して進級を認定する。

- 2 本校の教育課程を受講した者で、在籍期間通算の出席率が 80% 以上で、全ての学期を通して D 以上の成績を取めた場合、卒業証書並びに卒業証明書を授与する。
- 3 本校の教育課程を受講した者で、全ての学期を通して D 以上の成績を取めたが、在籍期間通算の出席率が 80% 未満の場合、在籍・成績証明書を授与する。

### 第 8 章 授業料等

#### （授業料等）

第 24 条 日本語教育課程を受講する者は、以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

○進学 2 年コース

	1年目（入学時）	2年目	合 計
選考料	¥33,000	¥0	¥33,000
入学金	¥55,000	¥0	¥55,000
授業料	¥660,000	¥660,000	¥1,320,000
教材費	¥38,500	¥38,500	¥77,000
設備費	¥27,500	¥27,500	¥55,000
課外活動費	¥11,000	¥11,000	¥22,000
個人賠償責任保険料	¥3,000	¥3,000	¥6,000
健康管理費	¥3,300	¥3,300	¥6,600
その他	¥8,800	¥0	¥8,800
合 計	¥840,100	¥743,300	¥1,583,400

（消費税含む）

○進学1年6か月コース

	1年目（入学時）	2年目	合 計
選考料	¥33,000	¥0	¥33,000
入学金	¥55,000	¥0	¥55,000
授業料	¥660,000	¥330,000	¥990,000
教材費	¥38,500	¥19,250	¥57,750
設備費	¥27,500	¥13,750	¥41,250
課外活動費	¥11,000	¥5,500	¥16,500
個人賠償責任保険料	¥3,000	¥1,500	¥4,500
健康管理費	¥3,300	¥3,300	¥6,600
その他	¥8,800	¥0	¥8,800
合 計	¥840,100	¥373,300	¥1,213,400

（消費税含む）

（授業料の返還）

第 25 条 日本語教育課程又はコースを中途終了する者は、特定商取引法第 49 条中途解約の規定に従って返金する。

2 入学前に辞退した場合

入学検定料を除く納付金から 15,000 円を差し引いた額を学生本人又は経費支弁者に返金する。

3 入学後に辞退した場合

選考料と入学金を差し引いた金額を経費支弁者に返金する。

#### 4 退学する場合

授業料、教材費、設備費等の費用に関して按分し、それ以外の費用に関しては実費で使用了分を除き経費支弁者に返金する。

### 第9章 賞罰

#### (賞罰)

第26条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

#### (除籍)

第27条 授業料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者について、校長は在籍の許可を取り消し、又は除籍することができる。

2 長期にわたり連絡がとれない者については、校長は除籍することができる。

3 学園の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者で改善の見込みがないと認められる者は除籍することができる。

### 第10章 健康診断

#### (健康診断)

第28条 健康診断は各コース入学後1か月以内に実施の後、1年後に再度実施する。

### 第11章 寄宿舍

#### (寮規定)

第29条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に「寮規則」にて定める。